平成　　年　　月　　日　　曜日　　天候

点　呼　記　録　表

営業所

乗務前点呼事項	車　両	運転者名	運行内容　行先・顧客名	乗務前点呼 点呼方法 面	電	その他	点呼場所	点呼時間	日常点検の確認	健康状態 疾病疲労 睡眠不足	アルコール 検知器の使用	酒気帯び	点呼執行者	指示事項等	乗務途中点呼 点呼方法 面	電	その他	点呼時間	健康状態 疾病疲労 睡眠不足	アルコール 検知器の使用	酒気帯び	点呼執行者	指示事項等	乗務後点呼事項	乗務後点呼 点呼方法 面	電	その他	点呼場所	点呼時間	健康状態 疾病疲労	アルコール 検知器の使用	酒気帯び	点呼執行者	自動車・道路・運行状況等の報告	運転者交替時の通告内容	その他必要な指示事項
服装・検査証・タコチャート紙装着の確認・消火器 免許証所有の確認・非常信号用品・停止表示板											有・無	有・無								有・無	有・無			遺失物の報告・事故違反の有無・タコチャート紙の回収 乗務記録の点検・自動車の状態・道路状況及び運行状態								有・無	有・無				
											有・無	有・無								有・無	有・無											有・無	有・無				
											有・無	有・無								有・無	有・無											有・無	有・無				
											有・無	有・無								有・無	有・無											有・無	有・無				
											有・無	有・無								有・無	有・無											有・無	有・無				
											有・無	有・無								有・無	有・無											有・無	有・無				
											有・無	有・無								有・無	有・無											有・無	有・無				
											有・無	有・無								有・無	有・無											有・無	有・無				
											有・無	有・無								有・無	有・無											有・無	有・無				
											有・無	有・無								有・無	有・無											有・無	有・無				
											有・無	有・無								有・無	有・無											有・無	有・無				
											有・無	有・無								有・無	有・無											有・無	有・無				
											有・無	有・無								有・無	有・無											有・無	有・無				
											有・無	有・無								有・無	有・無											有・無	有・無				
											有・無	有・無								有・無	有・無											有・無	有・無				
											有・無	有・無								有・無	有・無											有・無	有・無				
											有・無	有・無								有・無	有・無											有・無	有・無				
											有・無	有・無								有・無	有・無											有・無	有・無				
											有・無	有・無								有・無	有・無											有・無	有・無				
											有・無	有・無								有・無	有・無											有・無	有・無				
											有・無	有・無								有・無	有・無											有・無	有・無				

稼動	台				台	出動		名	公休		名	名	欠勤	名		早退者氏名と理由	

※点呼方法の「面」とは、個人又は、集団対面（朝礼方式等を含む）をいい、「電」とは、電話等での報告をいいます。実施した方にチェックをして下さい ※運行上、対面で行うことができない場合は、運転者に対し乗務の途中において少なくとも1回、電話その他の方法により点呼を行い、場所・時間を記入してください。又、必要事項を伝達のこと。

※乗務前、中間点呼には運行の安全確認に必要な指示伝達を行い又、報告事項等を求め事項欄に記入のこと。

※点呼は、選任された補助者（運行管理者の基礎講習を受けた者又は運行管理有資格者）に行なわせる場合でも総回数（約一ヶ月）の三分の二以下とすること。選任運行管理者が三分の一以上貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条　　※記録の保存期間1年

＜検知器の故障の有無の確認＞

【毎日確認すべき項目】

①アルコール検知器の電源が確実に入ること　□

②アルコール検知器に損傷がないこと　□

【毎日確認することが望ましく、少なくとも1週間に1回以上は確認すべき事項】

①酒気を帯びていない者が検知器を使用した場合には検知しないこと　□

②アルコールを含有した液体を口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること　□